評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

( 目　的 )

第１条 この規程は、社会福祉法人みとい福祉会(以下「この法人」という。)の定款第８条(評議員に対する報酬等) 及び第２１条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

( 定　義 )

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(１) 役員とは定款第１５条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(２) 評議員とは定款第５条に基づき置かれる者をいう。

(３) 報酬等とは、社会福祉法人法第４５条の８第４項並びに同法第４５条の１６条第４項及び同法第４５条の１８条第３項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

(４)　費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

( 報酬等の額の決定 )

第３条 この法人の評議員には、定款第8条に定める総額の範囲内において、別表第１に基づき支払うものとする。

２　この法人の理事に対する報酬は別表2「理事の報酬」に定める範囲内で評議員会において定める額とする。

３　この法人の監事に対する報酬は別表3「監事の報酬」に定める範囲内で評議員会において定める額とする。

４　この法人の役員及び評議員の退職手当は支給しない。

( 報酔等の支給方法 )

第４条 この法人の役員及び評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬等から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

２　その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

( 費　用 )

第５条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

( 公 表)

第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の34第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

( 改 正)

第７条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、令和　７年４月１日から施行する。

別表１ 評議員の報酬

(1) 各年度の評議員の報酬の総額は、１５万円以内とする。

(2) 評議員会出席の都度、報酬として１人一律４千円を上限とする。

別表２ 理事の報酬

(1) 理事長の報酬の総額は、月１５万円とする。

(2) 各年度の理事の報酬の総額は、２００万円以内とする。

(3) この法人の依頼により業務等を行ったとき及び理事会出席の都度一律４千円を上限とする。但し、理事のうちこの法人の理事長及び職員であるものについては、同号の理事の報酬は支払わないものとする。

別表３ 監事の報酬

(1) 各年度の監事の報酬の総額は、５万円以内とする。

(2) この法人の依頼により業務等を行ったとき及び理事会出席の都度一律４千円を上限とする。